

議案第32号

北上市立学校施設の開放条例の一部を改正する条例

北上市立学校施設の開放条例（平成22年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2 （第 6 条関係） 夜間照明使用料			別表第 2 （第 6 条関係） 夜間照明使用料		
学校名	単位	使用料	学校名	単位	使用料
[略]			[略]		
北上市立北上中学校	[略]		北上市立北上中学校	[略]	
北上市立東陵中学校	1 時間	1,460	北上市立北上北中学校	[略]	
北上市立北上北中学校	[略]		[略]		
[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月4日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市立東陵中学校の夜間照明使用料を廃止しようとするものである。